

経営者によりそうパートナー

みどり通信 2月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

第246号 2019. 2. 6



2月5日の所長ブログでご紹介させていただいた『スタイリッシュでかわいい』事務所のドアです！

CONTENTS

● ひと言発言	P 1
● 税務	役員報酬を変更するための手順と注意点 P 3
● 今知っておきたい相続の話	3年以内の贈与財産の加算の有無 P 5
● 生命保険	生活習慣病の予防と食事 P 8
● 損害保険	普通傷害保険とは P 9
● 事務所からのお知らせ	P 10
● 営業カレンダー	P 10
● あとがき	P 11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

幸せを長続きさせる・・・

最近、読んだ本で、なるほどと思った内容を紹介します。その本のタイトルは「幸福学×経営学 次世代日本型組織が世界を変える」。

第2節 “知っておくべき幸福学の基本” からです。何が人を幸せにするのかという問い合わせ。

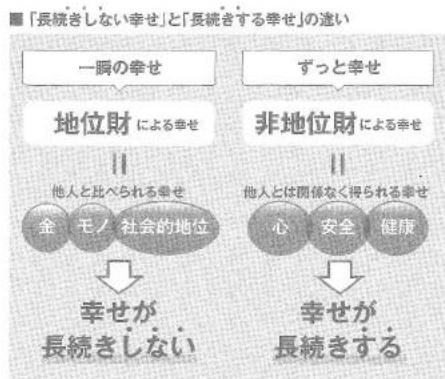
幸せには、「主観的な幸福感が長続きしない短期スパンの幸せ」と、「長続きする長期スパンの幸せ」があるそうです。「地位財」は短期スパン、「非地位財」は長期スパンの幸せをもたらすことが明らかになったのだとか。

地位財・非地位財の「地位」とは、自分が他人と比べてどのようなポジションにいるかという意味での地位で、「カネ、モノ、社会的地位」など。それを他人より多く所有していることによって満足を得る財のことを「地位財」と呼ぶそうです。

確かに給与が上がるとうれしいし、人よりもたくさん上がると余計にうれしいものですよね。しかし、出世や増収といった地位財がもたらす喜びはその時限りで思いのほか長続きしないから嬉しい。嬉しいからこそ、すぐにもっともっとと求めてしまう。これはいくら働いて稼いでも、どれだけ転職してキャリアアップを図っても、人生の幸せというゴールにはたどり着けない。

「カネ・モノ・肩書きなどの地位財」を目指して物質的にリッチになればなるほど、人生の一瞬一瞬がもっと楽しくなるかというと、じつはそうでない。企業でも同じことが起こっているのではとこの著者は投げかけています。

企業は本来、社員を始め、あらゆるステークホルダーを幸せにするために存在するはずなのに、「儲からなければ幸せにしても出来ない」と利益の確保を追求する



あまり、どれだけ儲かっても、肝心の働く人々が満たされないという本末転倒に陥っているのではないかでしょうか・・・と。

一方、他人や周囲との比較と関係なく喜びが得られるものを「非地位財」と呼び、地位財と違い、それらを要因とする幸福感はより確かに、長続きする特徴があるとか。

図4つの因子から見る、あなたの「幸せ度」の状態は？

幸せ度の 状態	個人のあり方				関係性の質
	やってみよう因子 夢・目標・強み・ 成長・自己肯定感	なんとかなる因子 前向き・楽観的・ 自己優容	ありのままに因子 独立・自分らしさ	ありがとう因子 感謝・利他	
不幸な状態	やる気がない	なんとも ならない	人の目が 気になる	つながりも 感謝もない	
まあまあ 幸せな状態	やってみよう！	なんとかなる！	ありのままに！	ありがとう！	
かなり 幸せな状態	本当に やりたいことを やっている！	何でも なんとかなる！	本当に人の目を 気にせずに ぶれない！	あらゆる ものごとへの 感謝と貢献	

人生の幸せは、「幸せの4つの因子」を満たすことによって得られることが明らかになったそうです。

その幸せの4つの因子は、

第1因子・・・「やってみよう！」因子

第2因子・・・「ありがとう！」因子

第3因子・・・「なんとかなる！」因子

第4因子・・・「ありのままに！」因子

幸せな社員は、会社に何をもたらすのでしょうか、働く人の幸せのために、会社は何が出来るのでしょうかという問いかけが！

最後に、「幸福度の高い社員ほど創造性が高い、欠勤率が低い、仕事の効率がいい、同僚のサポートを惜しまない」といった傾向が、アメリカの研究で明らかになっているのだとか。

「非地位財による幸せ」で、幸せを長続きさせたいものですね！！！

「4つの幸せの因子」を意識しながら。

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の2月6日掲載のものです。

役員報酬を変更するための手順と注意点について

今回は役員報酬を変更する場合において、変更手続きと注意すべきポイントについて解説させていただきます。

1. 役員報酬の変更手続きの手順（定時改定）

4月1日	事業年度開始
5月	役員報酬額の検討 株主総会の開催 →役員報酬変更の議事録の作成
6月	新しい役員報酬の支給 日本年金機構に「被保険者報酬月額変更届」を提出 (必要な場合のみ)

★ 注意点

原則として、役員報酬は事業年度開始日から3ヵ月以内に変更します。

具体的な手順としては、株主総会等で役員報酬の変更を決定し、必ず「株主総会議事録」もしくは「取締役会議事録」を残します。

合同会社などの場合は、同意書や決定書を作成・保存しておく必要があります。

議事録などがなければ、税務調査で指摘された場合、損金算入を否認され、追加で税金を納める可能性があるからです。

定額の役員報酬の変更については、税務署への届出は不要です。

健康保険・厚生年金に加入の会社の場合は、日本年金機構に「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合もあります。具体的には、「標準報酬月額」の等級が2等級以上増減する場合をさします。

標準報酬月額の等級が5等級以上下がる場合は、追加で以下の書類も必要です。

- ・株主総会または取締役会の議事録
- ・所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し
(固定的賃金の変動があった月の前の月から、改訂月の前月分まで)



2. 事業年度の途中で役員報酬を変更する手順（臨時改定）

年度途中で役員報酬の変更手続きをする場合 (4月1日事業年度開始、10月変更の場合)

10月	臨時株主総会の開催 →役員報酬変更の議事録の作成
	新しい役員報酬の支給
	日本年金機構に「被保険者報酬月額変更届」を提出 (必要な場合のみ)

事業年度の途中で役員を変更したい場合の手順は、減額の場合も、増額の場合も同じです。臨時株主総会を開き、役員報酬の変更の決定を株主総会議事録に残します。

必要があれば、日本年金機構に変更の届出をします。定額の役員報酬であれば、税務署への届出は不要です。

★ 注意点

役員報酬を事業年度の途中で変更したい場合、国税庁では「経営状況の悪化に伴って、株主や債権者、取引先等との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じている場合」や「職制上の地位の変更等」は特別に変更、損金に算入することができるとしています。

具体的には以下のようない状態を言います。

① 経営状況の悪化に伴って、株主や債権者、取引先等との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない状態

- ・株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ・取引銀行との間で行われる借入金返済のリスクフェーズの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ・業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るために計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

② 職制上の地位の変更等

定時株主総会後、次の定時株主総会までの間において社長が退任したことにより臨時株主総会の決議により副社長が社長に就任する場合や、合併に伴いその役員の職務の内容が大幅に変更される場合。

役員報酬の改定には、「改定期期」や「改定期由」がそれぞれ重要となります。役員報酬の変更を検討されているお客様は、まずはお気軽にスタッフまでお声掛けください。

担当：吉田智哉

相 続

今知りたい相続の話

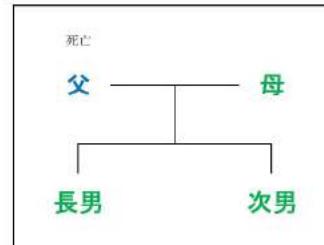
その7『3年以内の贈与財産の加算の有無』

<Q>

将来の相続税対策として、父は私たち子供2人に年間110万円の基礎控除の範囲内で、現金を生前贈与してくれていました。

今年の1月31日に父が他界しました。友人の話では、生前贈与していても、父が亡くなった日からさかのぼって3年以内に贈与した財産は贈与しなかつたとみなして相続税が課税されると聞きましたが、その取り扱いについて教えてください。

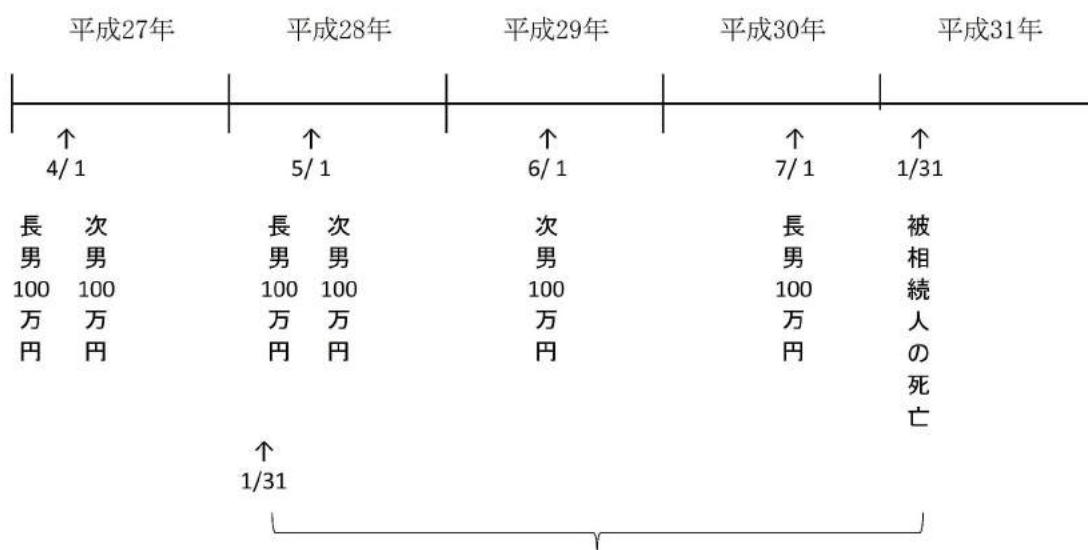
(法定相続人は、母と長男と次男の3人ですが、遺産分割協議の結果、すべての財産を長男が相続する予定です)



●亡くなった1月31日現在の父名義の財産

預貯金	3,000万円
土 地	1,500万円 (相続税評価額)
建 物	500万円 (相続税評価額)
財産合計	5,000万円

●贈与の金額と時期



<A>

生前贈与の仕組みを利用して相続税対策をする方法は次の2つです。

① 「一般（暦年）贈与」

一般（暦年）贈与は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与された額が1人に対して110万円までなら基礎控除があり、贈与税はかかりません。110万円を超えた場合はその超えた金額に一定の税率をかけて求めた贈与税がかかります。

そのため、1年間で110万円を超えないように贈与することで贈与税を納めることなく財産を贈与することができます。

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。

また、その加算された財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることになります。

② 「相続時精算課税制度」

これに対して、相続時精算課税制度は、60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫へ贈与されることが条件で、贈与財産の種類や金額、贈与回数に制限なく、2,500万円の範囲なら、複数年にわたって何回贈与をしても贈与税が非課税という制度です。2,500万円を超えた贈与額については、一律20%の贈与税が課されます（税務署への申告が必要）。

その後、相続が発生した際にその贈与財産と他の相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算することとなりますので注意が必要です。

なお相続時精算課税制度を一度選択すると、選択した年以後、贈与者が亡くなるまで継続して適用され、制度の利用を取り消すことはできません。また、上記の一般（暦年）贈与（非課税枠年間110万円）を利用できなくなるので注意が必要です。

そこで、今回の事例ですが、「一般（暦年）贈与」ということですので、相続が発生した日から3年以内に贈与を受けた金額は相続税の課税価格に加算されることになります。

すべての財産を相続する長男については、平成30年7月1日の100万円と平成28年5月1日の100万円の計200万円が取得した相続財産5,000万円に加算されます。



●基礎控除

3,000万円 + 600万円 × 3人(法定相続人数) = **4,800万円**

●ご長男の課税遺産総額

5,000万円(財産合計) + 200万円(3年以内の贈与財産) -

4,800万円(基礎控除) = **400万円**

(葬式費用や債務があればその金額を差し引いて計算します)

なお、次男の3年以内の贈与を受けた平成29年6月1日の100万円と平成28年5月1日の100万円の計200万円については、次男が相続する財産がないため加算する必要はありません。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。



今回のテーマ

生活習慣病の予防と食事

基本的な事柄

健康寿命の延伸のためには、高血圧や糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病にならないことが一番の条件です。予防には、日ごろから規則正しい食生活と適度な運動と休養を心掛け、喫煙や飲酒などに注意し、良い生活を習慣付けて肥満を予防することが糖尿病などの生活習慣病を予防する上での基本になります。

食生活のポイント

1. 食品をバランス良く取る

健康を保ち生活習慣病を予防する上で、たんぱく質やビタミン、ミネラルなどの栄養素を十分に取ることが大切です。毎日の食事は、主食と主菜、副菜、汁物などをそろえ、調理に使用する食品の数を多くすることで食品をバランス良く取るようにします。

2. 腹八分目を守る

食べ過ぎは肥満の原因になり、肥満は糖尿病や動脈硬化症、心臓病などの誘因となりやすい。

3. 薄味を心掛け、食塩の取り過ぎに注意する

食塩の取り過ぎは高血圧症ひいては脳卒中や心臓病、胃がんなどの原因となりやすい。

4. 動物性脂肪を取り過ぎない

動物性脂肪の取り過ぎは、肥満、動脈硬化症、心臓病、大腸がん、乳がんなどの原因になりやすい。肉の脂身やラードなどは控えめとし、植物油や青背の魚などを多く取るようにします。

5. ビタミン類を十分に取る

色の濃い野菜や果物を多く取っている人はがんにかかりにくいことが分かっています。体の調子を整え、活力を保つうえからも1日に350～400gを目標に十分に取りましょう。

6. 食物繊維を十分に取る

食物繊維は、①腸内で作られる発がん物質を体外に排泄する。②糖質の吸収を遅延し、脂肪の吸収を抑制し肥満を予防する。③コレステロールを低下させる。など生活習慣病を予防するうえで役立ちます。野菜、海藻、きのこ、こんにゃく、果物、いもなどは十分に取るようにします。また、ご飯やパン、めん類などの穀類や豆類なども毎日一定の量を取るようにしましょう。

7. カルシウムを十分に取る

お年寄りの背中や腰が曲がるのは老化の一つとされてきましたが、骨粗しょう症という病気であることが分かりました。予防には、若いうちから牛乳や小魚、海藻、豆腐、緑黄色野菜などを十分取るようにします。

8. 糖分は控えめに

菓子類や清涼飲料の取り過ぎはエネルギーの過剰摂取を来たし、肥満の原因になるので取り過ぎないようにします。

9. 1日3食を規則正しく

朝食の欠食は必要な栄養素が不足するだけでなく、肥満の原因になることが分かっています。朝食も含め、規則正しく食べるようになります。

10. 外食は1日1回以内に

外食料理は、好きなものやおいしいものに偏りがちになり、栄養のバランスを乱す原因になります。栄養のバランスを考えて料理を選び、外食は1日に1回以内にします。また、外食料理で不足する食品を夕食などで補うようにしましょう。



損 害 保 険

「普通傷害保険とは…」

- 普通傷害保険とは、家庭内や職場内、通勤途上、スポーツ中、旅行中などの日常生活の中で起こる様々なケガを補償する保険です。

ここでいう「ケガ」とは急激かつ外來の事故により身体に傷害を被った状態のことをいいます。

一般的に普通傷害保険は損害保険会社が提供する傷害保険で、健康診断の必要がなく簡単な告知で加入でき、しかも手頃な保険料で大きな補償を確保することができます。

普通傷害保険は、保険期間が1年が基本ですが、保険期間が複数年(3年、5年、10年など)で満期返戻金のある「積立傷害保険」も保険会社によっては用意されています。

主な特色として、国内外を問わず、様々な事故によるケガが補償対象になることや、保険金が健康保険・労災保険・生命保険・第三者からの賠償金等とは関係なく支払われるなどとが挙げられます。

- 普通傷害保険の基本事項

普通傷害保険は、日常生活の中での「ケガ」に備える場合に活用できます。

○カバーリスク　日常生活の中で起こるケガ

○保険対象　　本人のケガ

○保険金

- ・死亡保険金
- ・後遺障害保険金
- ・入院保険金
- ・手術保険金
- ・通院保険金　他

- 普通傷害保険は、通常、被保険者の職業(職種)によって保険料が異なります。

職業級別 A …保険料が安い

事務系の会社員、教員、医師、弁護士、美容師、販売員など職種級別B以外の職種の方

職種級別 B …保険料が高い

農業、漁業作業者・自動車運転者、建設作業者、採鉱・採石作業者など

※新年早々、私自身スポーツ(バドミントンの練習)中に、右足アキレス腱を切ってしまい縫合手術をしました。現在は通院、リハビリ中ですが、「積立傷害保険」に加入していましたおかげで、保険給付金が受けられる見込みです。入っていて本当に良かったです。

皆さんも気をつけましょう!!

星野千香子

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)
※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。
- 消費税法改正セミナー(詳細は同封のチラシをご覧下さい)
加茂商工会議所 3月 7日(木) 14:00 ~ 16:30

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

休業のご案内

当事務所は、
3月15日(金)、18日(月)、19日(火)を
休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

あとがき

暖冬予測の通り、雪のない新年を迎え、早く一ヶ月が過ぎました。子供たちは思いつきり雪遊びが出来ず、少し寂しい平成最後の冬ですね。

世間ではインフルエンザが大流行中ですが、私ももれなく患ってしまいました。インフルエンザ予防の基本は「うがい・手洗い」ということは、皆さんもご存じかと思います。他には「アルコール消毒」をすることで、感染を防ぐことも出来ます。家族で感染者が出た場合、ドアノブやテーブルはもちろんですが、感染者が食事に使った食器もアルコール消毒をしてから洗浄すると良いそうです。

我が家は過去に、1シーズンで2回ずつ家族5人がインフルエンザに罹る（予防接種済み）という非常事態に陥った経験があります。この冬はそのようなことにならぬよう、気を引き締めて感染予防に努めていきたいと思いま

村山 由実子

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp